

2024 年 7 月 1 日

ご契約者さま

サミットエナジー株式会社

電気供給約款[低圧](個人)の変更に関するお知らせ

平素よりサミットエナジーの個人向け電力プランをご利用いただき誠にありがとうございます。

弊社では、世界情勢による燃料価格の上昇や円安の進行により電力調達費用等が急増したことを受け、2022 年 12 月 1 日より、法人のお客さまへの燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整の上限価格を廃止いたしました。

このたび、個人のお客さまにも適切な燃料価格を反映し安定的に電力を供給することを目的とし、2024 年 9 月 1 日より、同様に燃料費調整および離島ユニバーサルサービス調整の上限価格を廃止いたします。

お客さまには引き続き安心して電気をご利用いただけるよう原価削減に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象約款

電気供給約款[低圧](個人) (以下「本供給約款」といいます。)

2. 本供給約款の変更点

(1) 燃料費調整の算定に用いる平均燃料価格の上限価格の廃止 (本供給約款別表 2)

変更後の本供給約款別表 2 (1) の内容は以下のとおりです。

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

※ 各式で用いる x は付表 1 のとおりといたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (x - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が x 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - x) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(2) 離島ユニバーサルサービス調整の算定に用いる離島平均燃料価格の上限価格の廃止
(本供給約款別表 3)

変更後の本供給約款別表 3 (1)ロの内容は以下のとおりです。

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

※ 各式に用いる x は付表 3 のとおりといたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (x \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が x 円を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - x \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

3. 変更後の約款

電気供給約款[低圧](個人) (2024 年 9 月 1 日実施)

4. 変更後約款の効力発生時期

約款変更年月日：2024 年 9 月 1 日 (2024 年 10 月分の電気料金からの適用)

■お問い合わせ先

サミットエナジーカスタマーセンター

電話番号：0120-504-124 (受付時間：平日 9:00～18:00)

お問い合わせフォーム：<https://www.summit-energy.co.jp/contact/consumer/>